

### 後期高齢者医療制度 交通事故などに 遭ったときは

交通事故等の第三者から受けたけが等の医療費は、加害者(相手方)が過失割合に応じた負担しますが、届け出により後期高齢者医療で、保険診療を受けることができます。

この場合、自己負担分を除いた医療費を都後期高齢者医療広域連合が一時立て替えた後、加害者(相手方)に請求します。診療を受ける際は、医療機関に事故による受診であることを申し出てください。

また、事故(自損事故含む)に遭ったら、お住まいの後期高齢者医療担当窓口に必ず届け出てください。必要な書類(被害届等)は、担当者が事故の状況などを伺ったうえでご案内しますので、事故日から30日以内に届け出てください。

※交通事故の場合、事故証明書が必要となりますので、必ず警察に届け出てください。  
●都後期高齢者医療広域連合 保険部保険課点検係 (☎03-3222-4482)、市保険年金課高齢者医療係 (☎042-387-9834)

### 第51回お月見のついで ステージ出演者募集

時9月22日(土)、23日(祝)  
所江戸東京たても園前広場(都立小金井公園内)

対市内もしくは近隣地域で活動する個人または団体  
他応募者多数の場合は抽選  
申7月6日までに、電話、フ

アクセスまたはEメールで氏名(団体名)・演目・電話番号・メールアドレスを市観光まちおこし協会(☎042-316-1398 FAX 042-316-3981)に送付してください。Eメールはkoganei-kanko.jpへ

### 第16回小金井市環境賞 候補者募集

環境保全活動に功績のあった個人または団体・事業者を表彰するため、環境賞の候補者を募集します。

日常生活や事業活動において、環境に配慮した取り組みが求められています。受賞にふさわしい功績のあった個人・団体・事業者を、ぜひご推薦ください。(自薦も可)

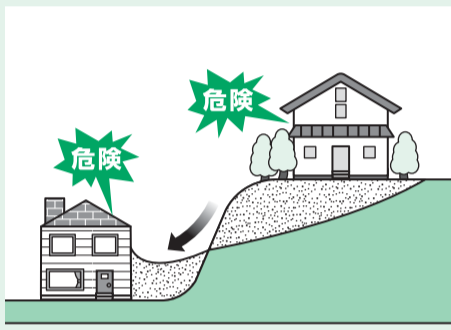
### 危険なげけ雨れ

## 家の周りの再点検を

梅雨の時期は、長雨や集中豪雨で地盤がゆるみ、がけやよう壁などの崩壊が起こりやすくなります。

特に、危ないがけや不完全なよう壁でおおわれているところにある家では、大きな被害を受けるばかりでなく、隣接する方々の生命、財産にまで危険を及ぼすことにもなります。

このようなことにならないように、日ごろから家の周りの安全を確かめ、危ない石積みや土留め等は補強改善し、雨水の排水をよくするなどして、安全対策に心掛けましょう。



なお、法律(宅地造成等規制法)で定められた区域内で一定の高さ以上の切り土・盛り土をしたり、よう壁などを築造するときは、事前の許可が必要になりますのでご注意ください。

●東京都多摩建築指導事務所 所開発指導第二課 (☎042-364-2386)、市まちづくり推進課まちづくり係 (☎042-387-9862)

## 土曜生ごみ投入リサイクル事業を実施中

小・中学校に設置している生ごみ処理機を利用し、野菜や果樹を作るための食品リサイクル堆肥とする事業を実施しています。希望者には無料で配布していますので、袋をお持ちください。

また、食用廃油の回収を実施している学校もありますので、併せてご利用ください。

他▷投入できる生ごみは、食品廃棄物に限ります。ただし、貝殻など硬い物は投入できません▷投入する生ごみは十分に水切りをしてください▷車での来場はご遠慮ください

●ごみ対策課清掃係 (☎042-387-9835)

場所	時間	その他
第一小学校	毎週土曜日 午前9時～10時	食用廃油
第三小学校		-
前原小学校		-
緑小学校	毎週土曜日 午前10時～11時	食用廃油
南小学校		
第一中学校	毎週土曜日 午前9時～10時	
第二中学校		

## CoCoバス 車内民間広告募集



地元の企業・商店などの振興や自主財源の確保を目的として、市コミュニティバスCoCoバスへ有料広告の掲出を行っています。多数の方が利用する有効な広告媒体です。ぜひ、企業・お店の宣伝にご活用ください。

※CoCoバス・ミニ(野川・七軒家循環)は除く

### 【広告概要】

- 年間利用者数 延べ90万人以上(ミニを除く)
- 掲載料・掲載期間 車内ポスター=7,000円から(1週間以上)、車内アナウンス放送=50,000円から(1年間)
- 他 広告掲出に当たっては、事前に審査があります
- 広告について=株京王エージェンシー(☎03-3348-8539)、CoCoバス事業について=交通対策課交通対策係(☎042-387-9850)

## 消費者「コーナー」

消費生活相談室  
☎042-384-4999  
消費者ホットライン  
☎1888

### 劇場型勧誘による 買え買え詐欺にご注意を!

複数の業者が役回りを分担して、消費者をだまそうとする「劇場型勧誘」に関する相談が寄せられています。

### 事例1

証券会社を名乗る者から「A社から社債購入のパンフレットが送られてきていないか」と電話があった。送られてきていると答えると「A社の社債はパンフレットが送られてきた人しか購入できない。後日、倍額で買い取るので代わりに買ってもらえないか」と言われた。信用できるか。

### 事例2

大手企業を名乗る者から「老人ホームのパンフレットが届いたら連絡して欲しい」と電話で頼まれた。数日後に届いたと連絡すると「パンフレットが届いた人には入居権がある。両親を入居させたい人がいるが、一人分しか権利がない。あなたの権利を譲って欲しい。申込書に署名し代わりに申し込んで欲しい」と指示され、実行した。二日後にその老人ホームから「名義貸しは違法行為で罪になる。100万円を払えば名前を消す」と言われた。怖くなり宅配便で現金を送った。すると老人ホームの監査人と称する者から電話で「まだ罪は消えていない。貯金はいくらあるか」

と聞かれ、600万円と答えると「あと600万円支払え、さもないとパトカーが行く」と言われた。

「あなたは特別に購入する権利がある」などと言い、老人ホームの入居権や社債購入などを持ち掛けてきます。断ると「名義を貸して欲しい」などと頼まれます。良かれと思つて承諾すると、後で「名義貸しは犯罪だ」などと脅迫しお金を請求してきます。

業者は大手企業・公的機関等を装い、勧誘してくる商品は未公開株・社債などさまざまです。複数の登場人物から次々と電話がかかってくるため、非常に巧妙です。このような電話がかかっても相手の言うことをうのみにせず、お金を支払わないように注意してください。いったん支払ってしまうと取り戻すことは極めて困難です。

このような電話から身を守るために、▽留守番電話機能を利用して、かかってきた電話にはすぐには出ず、必要に応じてかけ直す▽発信者番号表示機能のある電話機を利用している場合、番号非通知や知らない番号からの電話には出ないようにする▽通話内容を録音する装置を利用するなど有効です。

少しでも不安があったらきっぱりと断りましょう。判断や対応に困ったら、消費生活相談室にご相談ください。

